

事務連絡  
平成 24 年 5 月 9 日

各 都道府県保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

「都道府県喀痰吸引等研修事業(平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金)」  
の実施について

平素より、喀痰吸引等関係登録事務等にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

今般、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号 厚生労働省社会・援護局長通知。最終改正:平成 24 年 4 月 5 日社援 0405 第 3 号。)の別添6「都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領」に基づく研修事業の実施については、実施要領の定めによるもののほか、下記に示す事項に留意し、実施されたい。

## 記

### 1. 平成 23 年度事業継続分の取扱い

(1)実施要領4-(1)介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業については、平成 23 年度事業継続分及び平成 24 年度新規分について実施することとしているが、このうち、平成 23 年度事業継続分については、予算成立(平成 24 年 4 月 5 日)後、速やかに実施を再開して差し支えないこと。

なお、本事業執行においては、別途協議書の提出を行うことを予定しているが、協議は平成 24 年度新規分も含めて行われることから、上記取扱いについては事後協議としても差し支えない。

(2)平成 23 年度事業継続分については、平成 24 年度事業上、研修内容の一部を免除することとし、その免除の範囲は、基本研修及び実地研修(行為別での実施済回数についての実施済終了証明が可能な場合は、その実施済回数分を含む。)とすること。

(3) 交付要綱(「セーフティネット支援対策事業費の国庫補助について」(平成 24 年 4 月 5 日厚生労働省発社援 0405 第 9 号厚生労働事務次官通知)の「事業計画書」(別添5-1、別添5-3)及び「事業実績報告書」(別添2(2)及び別添2(4))、及び協議書(「平成 24 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について」(平成 24 年 4 月 12 日社援保発 0412 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の様式 18 については、第 1 号研修と第 2 号研修の別、平成 23 年度事業継続分と平成 24 年度新規分については、別葉作成を行うこと。

## 2. その他の事業の取扱い

各都道府県においては、平成 25 年度以降の「喀痰吸引等研修」の実施について、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえ作成される都道府県介護保険事業支援計画等の策定も考慮しながら、都道府県及び登録研修機関の必要な研修実施体制の構築及び継続に資するよう、当該事業の活用について積極的に行うこと。

担当：社会・援護局 福祉基盤課  
福祉人材確保対策室マンパワー企画係  
上辻、浅香  
Tel：03-3595-2617